



平成29年6月28日

各 位

会社名 昭和産業株式会社
代表者 代表取締役社長 新妻 一彦
(コード番号2004 東証第1部)
問合せ先 総務部長 松嶋 伸
(TEL: 03-3257-2182)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成29年6月28日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成29年7月25日（予定）
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 74,435株
(3) 処 分 価 額	1株につき615円
(4) 処分価額の総額	45,777,525円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。） 6名 74,435株
(8) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成29年3月24日開催の取締役会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）が株主との利害を共有するとともに、当社の企業価値の持続的な成長及び中長期の企業価値向上に資する健全なインセンティブとして機能させることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、平成29年6月28日開催の第116回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の現物出資金額に相当する金銭報酬債権を年額1億円以内として支給すること、及び当該金銭報酬債権の現物出資により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年40万株以内（平

成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として行う株式併合により、年 8 万株以内に変更されます) とすること等につきご承認をいただいております。

本日、本総会の決議に基づき、当社取締役会において、対象取締役 6 名に対し、譲渡制限付株式の現物出資金額に相当する金銭報酬債権を支給すること及び対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を当社に現物出資財産として払い込むことで、その対価として当社の普通株式 74,435 株を割り当てることを決議いたしました。

3. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度により当社が発行又は処分する普通株式の総数は年 40 万株以内（ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数をその比率に応じて合理的に調整できるものといたします。）とし、1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、当社の取締役会が予め定める期間（ただし、3 年以上とする）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 当社取締役会において設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等が含まれること
- ③ 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

4. 本割当契約の概要

当社と対象取締役は個別に本割当契約を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間 平成 29 年 7 月 25 日～平成 32 年 7 月 24 日

対象取締役は、上記期間中は、割当てを受けた譲渡制限付株式（以下「本株式」）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本株式の全部についての譲渡制限を解除する。ただし、譲渡制限期間中に正当な理由等により退任した場合等は譲渡制限を解除する本株式の数及び時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 当社による無償取得

譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社は当然にこれを無償で取得する。

また、譲渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合、同契約で定める数の本株式について、当社は当然にこれを無償で取得する。

(4) 株式の管理

本株式については、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が指定する証券会社に、対象取締役が専用口座を開設し、管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されていない本株式について、当社は当然にこれを無償で取得する。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値といたしました。

また、処分価額 615 円については、取締役会決議日の直前営業日の直近 1 ヶ月間（平成 29 年 5 月 29 日～平成 29 年 6 月 27 日）の終値平均 609 円（円未満切捨て）からの乖離率 0.99%、直近 3 ヶ月間（平成 29 年 3 月 28 日～平成 29 年 6 月 27 日）の終値平均 600 円（円未満切捨て）からの乖離率 2.50%、あるいは直近 6 ヶ月（平成 28 年 12 月 28 日～平成 29 年 6 月 27 日）の終値平均 604 円（円未満切捨て）からの乖離率 1.82%となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、株式の割当ての対象者に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております（乖離率はいずれも小数点第 3 位を四捨五入し、表記しております）。

取締役会に出席した監査等委員である取締役全員（3 名、うち 2 名は社外取締役）が、株式の割当ての対象者に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

以 上